

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第52号**

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（内部組織）</p> <p>第133条 水産試験場に、総務課、沖合漁業部及び沿岸漁業部を置き、部の事務を分掌させるため、沖合漁業部に漁場開発室、海洋資源室及び試験船第1鳥取丸を、沿岸漁業部に生産技術室、<u>増殖技術室及び試験船おしどり</u>を置く。</p>	<p>（内部組織）</p> <p>第133条 水産試験場に、総務課、沖合漁業部及び沿岸漁業部を置き、部の事務を分掌させるため、沖合漁業部に漁場開発室、海洋資源室及び試験船第1鳥取丸を、沿岸漁業部に生産技術室<u>及び増殖技術室</u>を置く。</p>

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。